

経済商工観光部、農政部及び水産林政部試験研究機関受託研究実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、経済商工観光部、農政部及び水産林政部の試験研究機関（以下「試験研究機関」という。）が、宮城県（以下「県」という。）以外の者から委託を受けて行う試験研究（以下「受託研究」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(受託研究の申込み)

第2条 試験研究機関に試験研究を委託しようとする者（以下「申込者」という。）は、当該試験研究機関の長に、様式第1号を提出するものとする。ただし、様式第1号について、申込者から申し出があった場合は、この限りでない。

(受託研究契約)

第3条 試験研究機関の長は、様式第1号の提出があった場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当し、当該試験研究機関で実施することが適当であると判断したときは、経済商工観光部、農政部及び水産林政部所管試験研究機関の業務評価に関する指針（平成11年12月27日施行）、宮城県産業技術開発推進要綱（平成12年10月13日施行）等に定める研究課題確定のための所要の手続を行うものとする。

(1) 本県産業施策に対応し、県内産業の振興に資すると認められるもの。

(2) 試験研究機関が行う試験研究と関連して実施することが必要又は有益と認められるもの。

2 試験研究機関の長は、申込者と受託研究契約（以下「受託契約」という。）を締結しようとする場合は、様式第2号により受託研究契約書を作成し、様式第3号により該当する試験研究機関を所管する課長（以下「主務課長」という。）と協議するものとする。ただし、様式第2号について、申込者から申し出があった場合は、この限りでない。

3 試験研究機関の長は、前項の手続を行い、かつ、予算等受託研究を実施するために必要な措置が確定したときは、申込者と受託契約を締結するものとする。

4 試験研究機関の長は、受託契約を締結した場合は、契約書の写しを主務課長に提出するものとする。

5 試験研究機関の長は、受託契約を締結しない場合は、速やかにその旨を申込者に通知しなければならない。

(研究費の納付)

第4条 前条の規定により試験研究機関の長と受託契約を締結した者（以下「委託者」という。）は、受託契約締結後、納入通知書により受託契約に定める研究費を指定期日までに県に納付しなければならない。

(受託研究の中止)

第5条 試験研究機関の長は、天災その他やむを得ない理由により受託研究の継続が困難になったときは、委託者と協議の上、当該受託研究を中止することができる。

2 試験研究機関の長は、前項の規定により受託研究を中止する場合は、速やかに委託者及び主務課長にこの旨を通知するものとする。

(受託研究結果の報告)

第6条 試験研究機関の長は、受託研究を完了又は中止したときは、様式第4号により遅滞なく委託者に報告するものとする。

2 受託研究の結果は、原則として公表するものとする。ただし、委託者の秘密に属するものは、この限りでない。

(適用の特例)

第7条 申込者が国、地方公共団体、学校教育法の規定による大学及び高等専門学校、国公立又は独立行政法人の試験研究機関等の場合であつて、法令や相手方の内規等で受託研究の実施様態が規定されており、当該規定を適用することにより本要綱の規定により難しい部分がある場合においては、本要綱のうち該当する部分を適用しないことができる。

(出願)

第8条 知事及び委託者は、受託研究の結果、特許の共同出願を行おうとする場合は必要に応じ参考様式により共同出願契約を締結するものとする。ただし、参考様式について、相手方から申し出があつた場合、この限りでない。

2 知事及び委託者は、受託研究の結果、試験研究機関の職員又は委託者が独自に発明等及び品種の育成を行つた場合において、特許、実用新案、意匠及び品種登録の出願を単独で行おうとするときは、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。

(秘密保持契約)

第9条 試験研究機関の長は、受託契約を締結する以前において受託研究を行おうとする者と技術情報を交換しようとする場合は、必要に応じ様式第5号により秘密保持契約を締結するものとする。ただし、様式第5号について、相手方から申し出があつた場合は、この限りでない。

2 第3条第2項及び第4項の規定は、前項の場合に準用する。

3 前2項の規定は、試料等を提供しようとする場合又は受領しようとする場合に準用する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、受託研究の実施に関し必要な事項は、該当する試験研究機関を所管する部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(農業研究の受託に係る取扱要領等の廃止)

2 次に掲げる要領は、廃止する。

(1) 農業研究の受託に係る取扱要領(昭和55年4月1日施行)

(2) 宮城県水産林業部試験研究機関受託研究事業実施要領(平成4年4月1日施行)

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。